

産 地 第 1 5 号
令和 8 年 4 月 2 3 日

J R 西日本京都 S C 開発株式会社
代表取締役社長 森本 卓壽 様

京都市長 松 井 孝 治

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

令和 7 年 9 月 5 日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

京都ポルタ

京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町 9 0 2 番地

2 法第 8 条第 4 項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 1 9 年経済産業省告示第 1 6 号、以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

届出者におきましては、以下の事項を実施していくことが望まれます。

- (1) 今後も、法第 10 条に規定するところにより、周辺の状況や経済状況などの変化に伴い新たな問題が発生する場合にあっても、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮を行い、当該大規模小売店舗を維持及び運営するよう留意すること。
- (2) 積極的な地域貢献及び社会貢献の取組を通じて、施設利用者や地域住民に親しまれる施設運営に努めること。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の商業地域に立地している。

周辺の状況は、北側はホテル・事業所・商店、東側はホテル・事業所・商店、西側は事業所・商店、南側はホテル・事業所・商店が立地している。

2 説明会の状況

大規模小売店舗立地法施行規則（以下「規則」という。）第11条第1項の規定に基づく説明会については、京都市大規模小売店舗立地法施行細則第3条第1項の規定に基づく説明会開催不要認定を行ったため、規則第11条第2項の規定に基づき届出等の要旨を掲示した。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更が、周辺の事業者・生活者の活動時間や主要な周辺施設の稼働時間と比較して突出した時間帯への変更でないことから、変更に伴う周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断される。